

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) 市川市議会ペーパーレス会議システム用機器等賃貸借

2. 賃貸借期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで(36ヶ月)

3. 納入期限

令和7年10月31日

(別途契約する件名「市川市議会ペーパーレス会議システム用機器等設定委託」にて指定する設定を施した上で納入すること。)

4. 担当部課

予算執行課：市川市 情報管理部 情報管理課

業務担当課：市川市 議会事務局 議事課

5. 賃貸借物件

「市川市議会ペーパーレス会議システム」の動作に必要なハードウェア一式

詳細は、別紙1「賃貸借物件一覧」のとおり。

(本件は、賃貸人が所有する上記物件を市川市(以下「賃借人」という。)が借り受け、賃料を支払うものである。)

6. 納入場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 6階 議会事務局 議事課

7. 設置場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 6階 議会事務局 議事課

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4. 担当部課」で指定した場所に、期限までに納品すること。

納 品 物 件 一 覧 表

N o	納品物件	期 限
1	賃貸借物件一覧（型名、ライセンスキー明記）	契約日
2	体制表（納入後の連絡先を含む）	契約日から 7 日以内
3	情報セキュリティ対策チェックリスト	契約日から 7 日以内及び各年度の 4 月 7 日
4	賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可）	納入期限まで
5	賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）	
6	納入物件一覧	
7	延長保証サービスパッケージの登録完了が確認できる書類（写しでも可）	納入後、7 日以内

※ 納入物件一覧には、納入機器の製造番号、消費電力、発熱量、重量を明記すること。

9. 端末管理（MDM）

賃借するタブレット端末に対し、管理者権限による機能制限等が可能な MDM 管理機能を賃貸借期間(36 ヶ月)提供すること。詳細機能は下記の通り。

- （1）賃借人が指定する Windows 搭載パソコンから管理作業が行えること。
- （2）遠隔操作で OS の更新ならびに、アプリケーションのインストールおよびアンインストールの制限が可能なこと。
- （3）Apple Business Manager との連携が行え、Automated Device Enrollment を用いた自動的な端末への MDM 導入及びアプリとブックを用いたアプリライセンスの付与が可能なこと。
- （4）パスワードの強制リセット/強制セットができること。
- （5）端末情報、アプリ一覧情報等の取得ができること。
- （6）端末の機器設定の変更を管理者が制限できること。
- （7）必要な設定等を行い、MDM を利用した管理作業が行える状態にすること。

1 0．賃貸借物件の納入

- (1) 賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6．納入場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。
- (2) タブレットは、OS がインストールされた状態で、納入時における最新のパッチを適用した状態で納入すること。なお、インストール時の初期設定等において Web 認証が必要な場合は、タブレット納入後の Web 認証を必要としない状態で納入すること。
- (3) 賃貸人は、設置前に機器の MAC アドレスを賃借人に提示すること。
- (4) 賃貸人は、賃借人が指定する場所に機器を設置し、以下の作業を行うこと。
 - ① タブレットのディスプレイに保護フィルムを貼り付けること。
 - ② 本体、AC アダプタ等の付属品に対し、賃借人が指定する管理ラベルを張り付けること。
 - ③ 調達機器の型番、シリアル番号、Apple ID 一覧を作成し、納入時に提出すること。

1 1．賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
- (2) 前項で示す撤収時において、機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、賃貸人の負担により、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。
- (3) 賃借人の希望により、契約満了後に月数単位で再リース契約を締結できるものとする。
なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

1 2．秘密の保持

- (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3．情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記 2 「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 4．契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを賃

借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する書面による通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

15. 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。
- (3) 再リース契約を締結する場合、本契約と同様に賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

16. 賃貸借物件の保守

別紙1「賃貸借物件一覧」にて保守の指定がある物件については、メーカー等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守を基本とする。なお、当該保守を技術作業担当の事業者へ委託しても良いが、その場合は「8. 納品物件」に従って提出する体制表に、当該事業者を明示すること。

ただし、「14. 契約不適合責任」で規定した内容が優先するものとする。

17. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

18. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

19. 環境への配慮

納入するハードウェア等について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる物品については、グリーン購入法適合品であること。グリーン購入法以外の環境関連基準を満たす機種を選定する場合は、入札における事前質問において本市の了承を得ること。

20. その他

- (1) 賃貸借物件のタブレット端末に対して、賃借人が別途用意するソフトウェアをインストールすることがある。
- (2) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。
- (3) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。
- (5) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とが協力して解決すること。

別紙 1. 賃貸借物件一覧

下記の仕様を満たす機器を納入すること。

ただし、相当仕様品もしくは上位仕様品を納入しても良いものとする。

1. 市川市議会ペーパーレス会議システム用タブレット端末

項	品 名		仕 様	数量
1	タブレット端末	製品	iPad Air (Wi-Fi モデル)	46
		OS	iOS18 以上	
		CPU	A12X Bionic M12 コプロセッサ	
		ストレージ	128GB 以上であること。	
		画面サイズ	13 インチ	
		通信機能	Wi-Fi (802.11a/b/g/n/ac)	
		本体カラー	全て同一色とすること。	
2	付属品	AC 電源アダプタ		
		充電ケーブル	USB-C (1m)	
3	保守		機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守を基本とするが、保守を技術作業担当の事業者へ委託することも可とする。	

2. 周辺機器

項	品 名	仕 様	数量
1	ディスプレイ保護フィルム	賃借するタブレット端末のディスプレイサイズに適合するフィルムを貼り付けること。	46

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原

材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、
市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。
 - （1） 単位数あたりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
 - （2） 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受

けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 貸貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第 2 条 貸貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第 3 条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第 4 条 貸貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第 5 条 貸貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第 6 条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第 7 条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第 8 条 貸貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 貸貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は賃貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(賃貸人の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る賃貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は賃貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 賃貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 賃貸人が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、賃貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 貸借人が本件業務を履行させるために貸貸人へ提供した情報（個人情報を含む）又は貸貸人が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 貸貸人は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 貸貸人は、本件業務の履行に当たり貸借人に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、貸借人の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、貸借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず貸借人の承諾を得るものとする。

2 貸貸人は、前項の規定により賃借人の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について賃借人に報告しなければならない。

3 貸貸人は、賃借人が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、本件業務に関する情報について、賃借人の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 貸貸人は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、貸貸人が開発し、又は開発させ賃借人に納入している情報システムの改修が必要となるときは、賃借人と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、賃借人と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 貸貸人は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 貸貸人は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、賃貸人は、直ちに、賃借人に報告するとともに、賃借人の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を賃借人に報告しなければならない。

3 賃借人は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 賃貸人は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について賃借人と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 賃貸人は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 賃貸人は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって賃借人に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、賃貸人に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、賃貸人が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 賃貸人は、賃借人から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 賃貸人は、賃貸人又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって賃借人又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。